

平成28年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 民法・商法・民事訴訟法

試験時間 : 9:10～11:50

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、4ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、民法【問1】・【問2】、商法、民事訴訟法の4枚である。
4. 解答用紙は、4枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

試験科目名： 民 法

問題（配点：80点）

Aは、税金を逃れるため、平成27年4月1日、自己所有の建物（以下「本件建物」という。）の登記名義を、Bと通謀して、A名義からB名義に移転させた。

平成27年4月24日、Aは本件建物をCに売却して引き渡し、Cはこれと引き換えにAに対して代金を支払った。その際、Cは、本件建物につき、B名義の登記がされていることを知っていたが、AとBからAB間の移転登記は虚偽のものであるとの説明を受けていた。

以上の事案について、次の小問に答えなさい。

問1（配点：40点）

- (1) BC間の法律関係を説明しなさい。
- (2) 平成27年5月7日、Bは、本件建物を自分の物と称して、Dに売却し、その際、Dは、本件建物をBの所有物と信じ、かつ、そのように信じたことに過失はなかった。この場合のAD間及びCD間の法律関係を説明しなさい。

なお、本件建物の登記簿上の所有名義はB名義のままであるものとする。

問2（配点：40点）

CはAから本件建物の引渡しを受けたが、何度催促してもCへの移転登記がされないので、平成27年6月1日、CはAとの売買契約を解除した。

- (1) AC間の法律関係を説明しなさい。
- (2) Aから本件建物の引渡しを受けた直後、Cは、本件建物の配水管が損傷していることに気づき、平成27年4月28日、配水管の取替工事を行ったが、その後、Cへの移転登記がされないので、平成27年6月1日、Aとの売買契約を解除した、とする。この場合、Cは、誰に対して修理費用の償還を請求することができるか。

なお、問1（2）で示したとおり、平成27年5月7日、Bは本件建物をDに売却したが、本件建物の登記簿上の所有名義はB名義のままであるものとする。

試験科目名： 商 法

問題（配点：40点）

甲株式会社は取締役会設置会社であり、定款で、株券を発行する旨を定めている。また、定款で、甲社株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない旨を定めている。甲社の創業者であり、大株主であるAは、代表取締役、社長であり、実質的には一人で甲社の経営を行っている。

Aの友人Pは甲社の株主である。PはAとの関係が悪化したため、保有する甲社株式のすべてを譲渡しようと考え、甲社株式を譲渡することにつきQと合意し、株券をQに交付した。P、Qともに甲社に対して、譲渡の承認を求めていなかったところ、PとAの関係は修復され、Pはやはり甲社の株主でいてもよいと思うようになった。そこで、PはQに対し、譲渡につき甲社の承認がないので、甲社株式の株券を返還するよう求めた。

甲社の経営は順調であり、Aは、さらなる事業の拡大のために、新株発行により資金を調達することを計画し、BおよびCが新株の引受人になることで、B、Cと話をつけた。そこで、Aの決定により、甲社はB、Cに対して新株発行を行った。払込金額は甲社株式の時価に等しい額であった。

(1) PのQに対する株券の返還請求の可否、(2) B、Cに対する新株発行の効力、について論じなさい。

試験科目名： 民事訴訟法

問題（配点：40点）

平成27年7月1日、Xは、Yを被告として、本件約束手形に係る手形債務不
存在確認訴訟を札幌地裁に提起した（以下「本件訴訟」という）。

この設例を前提に、以下の小問に答えなさい。なお、各小問は独立している。

問1

本件訴訟において、Xは、本件約束手形はZが権限なくXを代理して振り出
したものであると主張した。それに対してYは、Xの主張を争うとともに、本
件約束手形の履行期が未だ到来していないことから本件訴訟は不適法である旨
を主張した。

本件訴訟の適法性について論じなさい。

問2

本件訴訟係属後の同年8月1日、Yは、Xを被告として、本件約束手形に係
る1000万円の支払いを求め、札幌地裁に手形訴訟を提起した（以下「別件
訴訟」という）。

本件訴訟及び別件訴訟の適法性について論じなさい。

平成28年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験「法律科目試験」問題冊子

試験科目：憲法・行政法

試験時間：12:50～14:50

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙も含めて、4ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、憲法【第1問】・【第2問】、行政法の3枚である。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

試験科目名： 憲法

第1問（配点：40点）

H神社は、A市内に所在する神社であり、宗教法人である。H神社には、例年多数の初詣の参詣客が訪れるとともに、平素に訪れる参詣客等も相当多数に上っている。また、H神社が所在するS山周辺地域については、その観光資源の保護開発および観光諸施設の整備を目的とする財団法人B協会が設けられるなど、地元にとって、H神社は重要な観光資源としての側面を有していた。

H神社では、鎮座2100年を記念して、20XX年10月に5日間にわたり御鎮座二千百年式年大祭（以下「本件大祭」という。）が行われることとなり、20XX年まであと3年となった20ZZ年、本件大祭に係る諸事業の奉賛を目的とする団体として同大祭奉賛会（以下「奉賛会」という。）が発足した。奉賛会の規約では、上記の目的が掲げられたほか、事業内容として、本件大祭の斎行、H神社の宗教上の諸施設の工事等が挙げられていた。

奉賛会の発会式（以下「本件発会式」という。）は、20ZZ年6月〇日（日曜日）、H神社内ではなく、A市内の私営ホールで開かれた。本件発会式の式次第は、①開会の辞、②出席者全員が起立し、H神社の方角へ向かって一礼、③会長あいさつ、④来賓祝辞、⑤役員紹介、⑥来賓紹介、⑦事業計画説明、⑧H神社の宮司御礼の言葉、⑨乾杯およびあいさつ、⑩出席者全員が起立し、H神社の方角へ向かって一礼、⑪閉会の辞というものであり、上記②および⑩を除き、一般的な団体設立の式典などにおけるものと変わらなかった。本件発会式には、関係者約120名が出席し、約40分で終了した。

本件発会式に、A市の市長の職にあったDは来賓として招かれた。Dは、職員の運転する公用車を使って本件発会式に出席し、A市の市長として祝辞を述べた。祝辞の内容は、(ア)A市にとって本件大祭が観光上重要な行事であるため本件大祭が成功することを希望する旨と、(イ)H神社が今後ますます発展し、H神社の氏子が今後ますます増えることを希望する旨のものであった。

この事例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

第2問（配点：40点）

環境問題に積極的に取り組むことを公約に掲げて当選したP市の市長Qは、産業廃棄物規制に関して国の法律よりも厳しい基準を定める条例案を市議会に提出した。市議会における審議の結果、条例案は賛成多数で可決された。このような条例の制定に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

試験科目名： 行政法

問題（配点：40点）

S市立高等専門学校では、保健体育が全学年の必修科目となっており、第1学年の授業科目として剣道が採用されている。S市立高等専門学校の学生であるXは、自己の宗教的信条と相容れないとの信念から剣道実技には参加できない旨を保健体育担当教員及びS市立高等専門学校長Yに説明し、併せて代替措置を講じるよう申入れを行ったが、Yは代替措置を講じなかった。Xは、講義及び準備運動には参加しつつも、実技の間は剣道場の隅に正座し、授業後レポートを提出することを試みたが、保健体育担当教員はレポートの受領を拒否し、結局、Xの剣道種目は、準備運動を行った点のみが評価され、体育の成績は認定されなかった。S市立高等専門学校においては学年制が採られており、学生は各学年の修了の認定があつて初めて上級学年に進級することができ、進級の認定を受けるためには、修得しなければならない科目全部について不認定のないことが必要であるが、Yは、上記体育の成績が認定されないことを理由に、Xに対して原級留置処分を行った（第一次原級留置処分）。翌年も同様であったため、YはXに対して再び原級留置処分を行った（第二次原級留置処分）。

S市立高等専門学校の学則（S市教育委員会規則）及び退学に関する内規によると、校長は、連続して2回進級することができなかった学生に対し、退学を命ずることができることとされている。Yは、Xが2回連続して原級に留め置かれたことから、学則第35条に定められた退学事由である「学力劣等で成業の見込みがないと認められる者」に該当するとの判断の下に、退学処分を告知した。

問1

本事案に行政手続法が適用されるとした場合、Yは退学処分を行う前に、Xに対してどのような手続をとらなければならないか。

問2

本件退学処分の取消訴訟を提起する場合、Xが主張すべき行政法上の論点を指摘し、裁判所がどのような結論を導くべきかを述べよ（信教の自由をめぐる憲法上の論点、並びに本件取消訴訟の訴訟要件に言及する必要はない）。

試験科目名： 行政法

（参照条文）

S市立高等専門学校学則（S市教育委員会規則）

第32条 校長は、授業料を所定の手続を経ず、納付しないこと30日以上のある者には登校停止を、90日以上のある者については退学を命ずることができる。

第35条 校長は、次の各号のいずれかに該当する学生には、退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な事由がなく出席が正常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

退学に関する内規

退学については、学則第32条によるもののほか、第35条の適用については、次の各号の一に該当する学生を対象とするものとする。

- (1) 連続二回原級に留め置かれた者
- (2) 休学が引き続き2年に達し、なお復学できない者。ただし、病気による場合はこの限りでない。
- (3) 在学年限が8年を超えた者
- (4) 略

平成28年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験「法律科目試験」問題冊子

試験科目：刑法・刑事訴訟法

試験時間：15:30～17:30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、3ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、刑法【第1問】・【第2問】、刑事訴訟法の3枚である。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

試験科目名： 刑法

第1問（配点：40点）

X（女性・28歳）は、残業で遅くなった帰り道、一人で近所の公園を横切っていたところ、背後から足音が聞こえてくるのに気が付いた。Xは、以前にも帰宅途中に痴漢にあったことから、護身用にスタンガンを購入・所持していた。そこでXは、もし痴漢ならば、身を守りつつ、二度と痴漢をしたくならないように犯人を痛い目にあわせてやろうと考え、まずは本当に痴漢かどうか確かめるため、何度も歩測を変えながら歩いた。すると、背後の人物は、徐々に近づきながらも、Xの歩測にあわせてぴたりと付いてきた。その後、Xがスタンガンを手袋から取り出して、突然足をとめると、背後の人物がXの背部に手でふれてきたため、Xは振り返って、スタンガンを背後にいる人影に向けて作動させた。Xの背後にいたAは、電気ショックで体が強張り、そのまま公園の池に転落した。池には柵がなかったものの、浅かったため、通常ならば死亡するほどの危険な場所ではなかったが、Aは上記電気ショックで身動きが取れなかったために、溺死してしまった。

なお、Xはすぐ近くに柵すらない池があること、そしてAがその池に転落したことには気付いていたが、まさかAが死亡するとは考えていなかったため、すぐにその場を立ち去っていた。また、Aは実は痴漢ではなく、Xと同年代の若い女性で、一人で公園を横切るのが怖かったため、Xの後をついて横切ろうとしていたにすぎず、Xの背部に手が触れたのも、突然Xが立ち止まったため、自らは停止できず、偶然あたったにすぎなかった。

Xの罪責を論ぜよ。ただし、特別法については論ずる必要はない。

第2問（配点：40点）

6歳のXは母親Yと公園を散歩中、500円玉（本来の持ち主はA）を見つけ、「あっ、500円玉だ。」といって駆け寄り、これを拾った。Xはこれでプラモデルを買おうと密かに決心したが、そばにいた母親Yは、ちょうどいい、これでおやつ代を浮かせてしまおうと考え、しかし、Xには「落とし物でしょ、届けましょうね。」と言って500円玉を取り上げてしまい、そのまま自分のポケットに入れた。その後、Yはその500円玉を使い、スーパーBでアンパン、食パン、カレーパンを購入し、費消した。

XとYの罪責を論ぜよ。ただし、特別法については論ずる必要はない。

試験科目名： 刑事訴訟法

問題（配点：40点）

甲ら警察官5名は、被疑者Aに対する覚せい剤取締法違反被疑事件につき発付された捜索差押許可状を所持してA方に赴いた。玄関のドアが施錠されていたことなどから、A又は在室者に内側からドアを開けさせようと考え、甲が玄関のチャイムを鳴らし、「宅配便でえーす。」と声をかけた。この声を聞いたAが宅配便の配達人が来たと誤信し、玄関ドアの錠及びチェーンをはずしてドアを内側から開けたため、甲ら警察官は、「警察だ。令状が出ている。」などと言いながら素早くA方屋内に入った。そして、甲は、玄関横の台所を通り抜け、その隣の居間（A方のほぼ中央）まで入り込んでからAに対して令状を示し、一斉に捜索に取りかかった。そして、数分後には、寝室の棚に置かれた小物入れの中からビニール袋入り白色結晶粉末1袋、注射器等が発見され、結晶粉末につきAの承諾を得て予備試験を行ったところ、覚せい剤の陽性反応を示した。そこで、甲らは、Aを覚せい剤所持の現行犯人として逮捕し、これに伴う処分として、前記ビニール袋入り白色結晶粉末1袋、注射器等を差し押さえた。

本件の捜査で発見された白色結晶粉末1袋、注射器等に証拠能力はあるか論じなさい。